

## 1 調査事件

部活動の地域連携のあり方検討について

## 2 調査概要

### (1) スポーツ庁

#### ア 部活動の地域移行について

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、速やかに部活動改革に取り組む必要があり、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値を創出することが重要である。

スポーツ庁及び文化庁では、令和4年6月の部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定・公表し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について国の考え方を示している。その中で、令和5年度から令和7年度までの3年間を、改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す方針を示している。

部活動の意義とは、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養し、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を行うことであり、部活動の課題は、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営が困難になり、学校や地域によっては存続が厳しくなっており、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続が、学校の働き方改革が進む中でより困難になっていることである。

このような課題がある中で、今後の部活動の方向性としては、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、地域の子どもたちは地域で育てるという意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現し、また、生徒のみならず、地域住民にとってもよりよいスポーツ・文化芸術の環境整備や、スポーツ・文化芸術によるまちづくりを目指すこととしている。

関連予算については、令和5年度から令和7年度の取組の考え方を、「全ての部活動の地域移行」から「地域の実情に応じた地域連携・地域移行」に変更したことから、令和5年度予算についても当初118億円の概算

要求を行っていたが、当初予算28億円（補正予算19億円）に減額されている。また、全国の各自治体の取組状況としては、都道府県レベルで人材バンクの設置中や、人材の掘り起こし、人材の確保などに取り組んでいる地域においては、域内の市区町村についても取組を進めているが、そうではない地域との偏りが生じていることから、令和6年度は、都道府県の域内の市区町村の取組を相対的に引き上げるために、都道府県レベルで重点地域を指定し、都道府県の取組を推進することなどを盛り込んだ49億円を概算要求している。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用のうち、教師の兼職兼業については、以前から認められていたものではあるが、兼職兼業の許可が円滑になされるため、今後、手引きを示す予定である。また、教育課程外の活動である部活動については、現在学習指導要領総則に関連の記載がされているが、地域連携や地域移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせ、学習指導要領解説に関連の記載を行うよう見直す予定である。なお、地域移行を実務上進めるに当たっては、地域ごとに様々な課題が出てくると考えられるため、アドバイザー事務局を設け相談に対応できるようにしている。

令和6年度は、改革推進期間の中間地点に当たるため、改革推進期間が終了した後に、どの部分に力を入れていけばよいかという分析等についても進めていく。また、改革推進期間終了後の令和8年度以降においては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・芸術環境の充実に取り組むこととしている。

## (2) リーフラス株式会社

### ア 部活動の地域移行について

**リーフラス株式会社**では、39都道府県で約4,200拠点、約6万人の会員に向け子ども向けスポーツスクールを展開している。様々な厳しい社内研修を経たプロの指導員による技術指導はもちろんのこと、勤勉性、思いやり、忍耐力、協調性などの社会で必要とされる非認知能力を育てており、その事業の技術を生かし、学校部活動の運営を担う部活動推進事業を行っている。

部活動推進事業は、東京都杉並区の中学校から、専門外の教師が受け持っている部活動の指導について相談を受けたことをきっかけに事業に着手し、現在では全国で1,306校から業務を受託している。

業務のスキームとしては、各自治体の教育委員会から委託を受け、指導者の確保、指導、労務管理、指導者への報酬の支払いを行い、また、保険への加入や事故があった際の手続などの保険会社とのやり取りを行っている。そのほか、保護者や生徒との欠席連絡などのやり取りについては、指導者とは別に総括責任者を配置し、総括責任者から学校や先生への報告、指導者の勤務管理も行っている。

この事業のメリットとしては、総括責任者を置くことで、指導者自らが保護者や生徒と連絡を行う必要がないことである。現在の部活動の現場では、指導を行っている教師自らが個人の携帯電話などで保護者や生徒とやり取りを行っており、業務時間中にも連絡を取る必要があるなど、教師の負担になっているが、総括責任者を配置することで課題解決が図られている。また、休日の部活動については、鍵の開錠・施錠を教師が行っている場合があるが、総括責任者が鍵を預かったり、施設にキーボックスを設置するなどし、鍵の開錠・施錠のみのために教師が出勤しなければいけないという問題を解決している。なお、学校部活動の地域連携の取組により部活動指導員が指導を行っている際に、万が一事故があった場合は、賠償責任を指導員本人が負う可能性があるが、委託業務として請け負うことで、運営主体である同社が責任を負うように整理しており、指導員の負担感を軽減することができている。

指導員の確保については、各自治体のホームページや広報紙、求人誌による周知を行っているほか、教職員希望の大学生や、各競技団体関係者、競技経験者のアクティブシニアの方や、副業を認めている企業の社員の方など広く募集し採用している。

業務委託に係る費用については、部活動の種目や活動回数、活動時間などにより異なるため、依頼内容によりそれぞれ設定している。なお、現在利用している自治体において、委託費用の支出のために保護者に受益者負担を求めているところはないとのことである。

現在、国が定める改革推進期間であることから、各自治体からの事業に関する問い合わせなどが増えている状況であり、今後とも事業の推進に努めていく。

### (3) 生駒市（人口 118,485人）

#### ア 部活動の地域移行について

生駒市では、これまでスポーツ推進計画の各施策を進める中で、地域のスポーツ団体や関係者と連携し、国や県が掲げている施策を進めてきた。

そのため、国の部活動の地域移行に係るモデル事業を実施する際も、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブとのそれまでの関係性を生かして取り組むことで、スムーズに自主・自立した受け皿組織を設置することができた。

国の取組としては運動部と文化部とでスポーツ庁と文化庁で分かれて進められているが、市町村単位では切り離して進めることが難しいため、一元化して管理することが望ましく、さらに、各学校からの情報集約や、指導者派遣などのコーディネートなど、事務的手続きを1か所にまとめたワンストップ支援体制を構築することで、地域クラブ活動をスムーズでより適切に行うことができると考えられている。

同市では、「新たな地域クラブ活動推進事業」の実施のため、令和5年8月に、スポーツ振興課を事務局とする新たな地域クラブ活動推進協議会を立ち上げている。この協議会は、教育委員会や中学校、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、指定管理者、吹奏楽関係団体、文化芸術活動団体で構成されており、①新たな地域クラブ活動推進コーディネート、②学校部活動の統廃合やチーム構成の再編、小学生など地域住民のスポーツ参加機会の創出、学校部活動の新たな地域クラブへの指導者紹介、研修会の開催、③4T（多世代、多種目、多志向、多様性）クラブや、チャレンジクラブの設置や運営支援、④学校体育施設開放事業利用に伴う新たなルールづくりなどを目的としている。「新たな地域クラブ活動推進事業」においては、協議会が運営主体で、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどが実施主体として位置づけられ、従来の受け皿としての役割ではなく、主体として実施することが求められており、各中学校・各部活の部活動指導員の充実も同時に図ることにより、令和7年度までに休日の学校部活動の地域移行を目指している。

また、新たな地域クラブを多くの人に知ってもらうためのトップアスリートとの連携や、競技や種目の選択肢を広げるために学校部活動になかったラグビークラブやレスリングクラブなどの種目についてモデルクラブとして体験イベントを実施するなど、地域移行を見据えできることから実施している。